令和7年2月28日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和7年2月26日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1	職員の退職手当に関する条例 新旧対照表
2	神奈川県行政機関設置条例 新旧対照表3
3	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例関連
	の給料表・新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する
	条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】 ・・・・・・・・・・・・ 22
5	任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表
	【総務局関係】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
6	柚芩川具地方独立行政注入逐価禾昌会条例。新旧对昭素

1 職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)新旧対照表

第1条~第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

 $2 \sim 9$ (略)

めるもののほか、第1項又は第2項の規定によ る退職手当の支給を受けることができる者で次 の各号の規定に該当するものに対しては、雇用 保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59 条までの規定に準じて人事委員会規則で定める ところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付 を、退職手当として支給する。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 安定した職業に就いた者 については、就 業促進手当

(5) • (6) (略)

11~15 (略)

第11条~第20条 (略)

附則

 $1 \sim 9$ (略)

10 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15 年法律第112号) 附則別表 の上欄に掲げる機 関(以下「旧機関」という。)の職員として在 職する者が、同法附則第4条の規定により引き 続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に規 定する国立大学法人及び同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の 職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の 職員として在職した後引き続いて職員となった 場合におけるその者の退職手当の算定の基礎と なる勤続期間の計算については、その者の国立 大学法人等の職員としての引き続いた在職期間 を職員としての引き続いた在職期間とみなす。 ただし、その者が国立大学法人等を退職したこ とにより退職手当(これに相当する給付を含 む。)の支給を受けているときは、この限りで ない。

11・12 (略)

13 令和9年3月31日以前に退職した職員に対す る第10条第9項の規定の適用については、同項 中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び 附則第5条」と、同項第2号中

第1条~第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

 $2 \sim 9$ (略)

10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定 10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定 めるもののほか、第1項又は第2項の規定によ る退職手当の支給を受けることができる者で次 の各号の規定に該当するものに対しては、雇用 保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59 条までの規定に準じて人事委員会規則で定める ところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付 を、退職手当として支給する。

行

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 職業 _____に就いたものについては、就 業促進手当

(5) • (6) (略)

11~15 (略)

第11条~第20条 (略)

附則

 $1 \sim 9$ (略)

10 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15 年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機 関(以下「旧機関」という。)の職員として在 職する者が、同法附則第4条の規定により引き 続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に規 定する国立大学法人及び同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の 職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の 職員として在職した後引き続いて職員となった 場合におけるその者の退職手当の算定の基礎と なる勤続期間の計算については、その者の国立 大学法人等の職員としての引き続いた在職期間 を職員としての引き続いた在職期間とみなす。 ただし、その者が国立大学法人等を退職したこ とにより退職手当(これに相当する給付を含 む。)の支給を受けているときは、この限りで ない。

11・12 (略)

|13 令和7年3月31日以前に退職した職員に対す る第10条第9項の規定の適用については、同項 中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び 附則第5条」と、同項第2号中

改 正

- 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
- 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職 が困難な者であつて、同法第24条の2第1 項第2号に掲げる者に相当する者として人 事委員会規則で定める者に該当し、かつ、 公共職業安定所長が同項に規定する指導基 準に照らして再就職を促進するために必要 な職業安定法第4条第4項に規定する職業 指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5条第1項に規定する地域内に居住し、か つ、公共職業安定所長が同法第24条の2第 1項に規定する指導基準に照らして再就職 を促進するために必要な職業安定法第4条 第4項に規定する職業指導を行うことが適 当であると認めたもの(アに掲げる者を除 < 。)

とする。

 $14\sim26$ (略)

現 行

- 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
- 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する就職 が困難な者であつて、同法第24条の2第1 項第2号に掲げる者に相当する者として人 事委員会規則で定める者に該当し、かつ、 公共職業安定所長が同項に規定する指導基 準に照らして再就職を促進するために必要 な職業安定法第4条第4項に規定する職業 指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5条第1項に規定する地域内に居住し、か つ、公共職業安定所長が同法第24条の2第 1項に規定する指導基準に照らして再就職 を促進するために必要な職業安定法第4条 第4項に規定する職業指導を行うことが適 当であると認めたもの(アに掲げる者を除 < 。)

とする。

14~26 (略)

2 神奈川県行政機関設置条例(昭和 31 年神奈川県条例第 31 号)新旧対照表

	改	正			現	行		
第1条・第2	条 (略)		5	第1条・第2条 (略)				
(県税事務所)				(県税事務所)				
第3条 (略)			穿	第3条 (略)				
2 県税事務所	所の名称、位	置及び所管区域は、次の	2	2 県税事務	所の名称、位	置及び所管区域は、次の		
とおりとする	5。			とおりとす	る。			
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
神奈川県川	川崎市川崎			神奈川県川	川崎市川崎			
崎県税事務	区富士見1	(略)		崎県税事務	区東田町8	(略)		
所	丁目1番2	(地口)		所	番地	(
	号							
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
第4条~第17多	条 (略)		贫	54条~第17	条 (略)			

行 政 職 給 料 表 (1) (令和7年度の改定)

※ 「改定額」は附則第2項による号給の切替え後との差

職員の区	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級
分分	号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	V 11 E	円	円	円	—————————————————————————————————————	円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	1,7	230, 000	1,4	265, 300	4, 000	298, 800	11, 500	321, 300	11, 500
	2	184, 600		231, 500		266, 300	3, 000	300, 300	9, 900	323, 100	9,800
	3	185, 800		233, 000		267, 300	2,000	301, 800	8, 400	324, 900	8, 100
		186, 900		234, 500		268, 300					
	4	100, 900		234, 300		<u> 200, 300</u>	1,000	303, 200	6, 900	<u>326, 600</u>	6, 600
	5	188, 000		236, 000		269, 300		<u>304, 600</u>	5, 400	<u>328, 300</u>	5, 200
	6	189, 700		237, 500		270, 300		<u>305, 700</u>	3, 900	<u>330, 000</u>	3, 900
	7	191, 300		239, 000		271, 300		<u>306, 700</u>	2,500	<u>331, 700</u>	2,600
	8	192, 900		240, 500		272, 300		<u>307, 900</u>	1, 200	333, 400	1, 300
	9	194, 500		242,000		273, 300		309, 100		335, 000	
	10	196, 200		243, 400		274, 300		310, 700		336, 700	
	11	197, 800		244, 800		275, 300		312, 300		338, 400	
	12	199, 400		246, 200		276, 400		313, 900		340, 000	
	13	201, 000		247, 400		277, 400		315, 400		341, 500	
	14	202, 700		248, 600		278, 700		317,000		343, 100	
	15	204, 400		249, 800		280,000		318, 600		344, 700	
	16	206, 100		251, 000		281, 200		320, 200		346, 200	
	17	207, 400		252, 100		282, 500		321, 700		347, 600	
	18	209, 000		253, 200		283, 800		323, 400		349, 300	
	19	210, 600		254, 300		285, 000		325, 000		350, 900	
	20	212, 100		255, 400		286, 200		326, 600		352, 500	
		,		,							
	21	213, 600		256, 400		287, 300		328, 000		353, 700	
	22	215, 200		257, 400		288, 500		329, 700		355, 200	
	23	216, 800		258, 400		289, 800		331, 400		356, 700	
	24	218, 400		259, 400		291, 100		333, 000		358, 200	
	25	220,000		260, 400		292, 400		334, 200		359, 900	
	26	221, 700		261, 300		293, 400		336, 100		361, 700	
	27	223, 000		262, 200		294, 400		337, 800		363, 400	
	28	224, 300		263, 100		295, 500		339, 400		365, 100	
	29	225, 600		263, 900		296, 600		340, 900		366, 500	
	30	226, 700		264, 700		290, 800		342, 500		367, 800	
	31	227, 800		265, 500		298, 900		344, 100		369, 000	
	32	228, 900		266, 300		300, 100		345, 700		370, 400	
	32	220, 900		200, 300		300, 100		343, 700		370, 400	
	33	230,000		267, 000		301, 300		347, 400		371, 500	
	34	231, 100		267, 800		302, 600		349, 200		372, 400	
	35	232, 200		268, 600		303, 900		351,000		373, 400	
	36	233, 300		269, 300		305, 200		352, 800		374, 500	
	37	234, 400		270,000		306, 500		354, 300		375, 300	
	38	235, 400		270, 800		307, 800		355, 700		376, 200	
	39	236, 400		271, 600		309, 100		357, 100		377, 100	
	40	237, 300		272, 300		310, 400		358, 500		377, 900	
	41	990 000		079 000		911 700		260 000		970 700	
	41	238, 200		273, 000		311, 700		360, 000		378, 700	
	42	239, 100		273, 800		313, 000		360, 800		379, 500	
	43	239, 900		274, 600		314, 300		361, 800		380, 300	
	44	240, 700		275, 300		315, 400		362, 800		381, 000	

職員 の区	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級
分分	号給	給料月額	改定額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	241, 400		276, 000		316, 300		363, 700		381, 700	
	46	242, 000		276, 700		317, 600		364, 800		382, 400	
	47	242, 600		277, 400		318, 900		365, 700		383, 100	
	48	243, 200		278, 100		320, 200		366, 700		383, 800	
	49	243, 800		278, 800		321, 400		367, 600		384, 300	
	50	244, 400		279, 500		322, 700		368, 300		384, 900	
	51	245, 000		280, 200		323, 900		369, 000		385, 500	
	52	245, 500		280, 900		325, 100		369, 600		386, 200	
	53	246, 000		281, 500		326, 400		370,000		386, 600	
	54	246, 400		282, 200		327, 500		370, 600		387, 200	
	55	246, 700		282, 800		328, 600		371, 300		387, 800	
	56	247, 000		283, 500		329, 700		372, 000		388, 300	
	57	247, 300		284, 100		330, 400		372, 300		388, 700	
	58	247,600		284, 800		331, 300		373, 000		389, 300	
	59	247, 900		285, 400		332,000		373, 700		389, 900	
	60	248, 200		286, 100		332, 800		374, 300		390, 400	
	61	248, 500		286, 700		333, 600		374, 600		390, 800	
	62	248, 800		287, 400		334, 000		375, 100		391, 300	
	63	249, 100		288, 000		334, 600		375, 700		391, 800	
定年	64	249, 400		288, 500		335, 300		376, 300		392, 400	
前再	65	249, 700		289, 000		336, 100		376, 600		392, 700	
任用	66	250, 000		289, 600		336, 800		377, 200		393, 100	
短時 間勤	67	250, 300		290, 100		337, 500		377, 900		393, 500	
務職員以	68	250, 600		290, 700		338, 100		378, 500		393, 900	
外の	69	250, 900		291, 200		338, 600		378, 900		394, 200	
職員	70	251, 200		291, 700		339, 200		379, 400		394, 500	
	71	251, 500		292, 300		339, 700		380, 000		394, 800	
	72	251, 800		292, 900		340, 300		380, 500		395, 000	
	73	252, 100		293, 400		340, 600		381, 000		395, 200	
	74	252, 400		293, 900		341, 100		381, 600		395, 500	
	75	252, 700		294, 300		341, 500		382, 100		395, 800	
	76	253, 000		294, 600		341, 900		382, 400		396, 000	
	77	253, 300		294, 800		342, 300		382, 800		396, 200	
	78	253, 600		295, 100		342,800		383, 300		396, 500	
	79	253, 900		295, 300		343, 300		383, 700		396, 800	
	80	254, 200		295, 600		343, 800		384, 100		397, 000	
	81	254, 500		295, 800		344, 100		384, 500		397, 200	
	82	254, 800		296, 000		344, 500		385, 000		397, 500	
	83	255, 100		296, 300		344, 900		385, 400		397, 800	
	84	255, 400		296, 500		345, 300		385, 800		398, 000	
	85	255, 700		296, 800		345, 600		386, 100		398, 200	
	86	256, 000		297, 100		346, 000		386, 600		398, 500	
	87	256, 300		297, 400		346, 400		387, 000		398, 800	
	88	256, 600		297, 700		346, 800		387, 400		399, 000	

職員 の区	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級
分分	号給	給料月額	改定額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0.5		0.05				0.0-		0.0.5	
	89	256, 900		298, 000		347, 000		387, 700		399, 200	
	90 91	257, 200 257, 500		298, 300 298, 600		347, 400 347, 800		388, 200 388, 600		399, 500 399, 800	
	92	257, 800		299, 000		348, 200		389, 000		400, 000	
	02	201,000		200,000		010, 200		000,000		100,000	
	93	258, 100		299, 200		348, 400		389, 300		400, 200	
	94			299, 400		348, 800		389, 800			
	95			299, 700		349, 200		390, 200			
	96			300, 100		349, 500		390, 600			
	97			300, 300		349, 800		390, 900			
	98			300, 600		350, 200					
	99			301, 000		350, 600					
	100			301, 400		351, 000					
	101			301, 600		351, 500					
	102			301, 900		351, 900					
	103			302, 200		352, 300					
	104			302, 500		352, 700					
	105			200 700		050 000					
	105 106			302, 700 303, 000		353, 200 353, 600					
	107			303, 300		353, 600					
	108			303, 600		354, 200					
	109			303, 800		354, 700					
	110			304, 200							
	111 112			304, 600 304, 900							
	112			304, 300							
	113			305, 100							
	114			305, 300							
	115			305, 600							
	116			306, 000							
	117			306, 200							
	118			306, 400							
	119			306, 700							
	120			307, 000							
	121			307, 400							
	121			307, 400							
	123			307, 900							
	124			308, 200							
	105			200 500							
	125			308, 500							
		基準		基準		基準		基準		基準	
定年		給料月額 円		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
前再 任用		円		円		円		円		円	
短時											
間勤		192, 000		239, 800		260,000		279, 700		294, 900	
務職員		102,000		200,000		200,000		2.0,100		201,000	
				L						l .	

員 区	職務の級	6	級	7	級	8	級	9	級	1 0	
	号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>355, 200</u>	20, 200	<u>408, 300</u>	34, 900	<u>458, 300</u>	42, 700∼ O	510, 200	44, 700~ O		21,800~0
	2	<u>356, 900</u>	18, 300	410, 200	32, 300	<u>463, 800</u>	4,000∼ 0		5,500~0	558, 000	5, 400~ O
	3	<u>358, 500</u>	16, 500	412, 100	30, 000	468, 800	3,800~0	522, 300	3, 700~ O	564, 100	4,700~0
	4	<u>360, 100</u>	14, 700	413, 900	27, 800	473, 500	4, 000∼ 0	<u>526, 600</u>	3, 100~ O	<u>569, 100</u>	4, 100~ 2, 300
	5	361, 700	13,000	415, 700	25, 900	477, 500	3,500~ 2,500	530 100	2,600~ O	573, 100	
	6	363, 500	11, 300		23, 600		2,000		$2,600 \sim 0$	576, 100	
					ŕ	ŕ			2,400~		
	7	365,000	9, 700	419, 300	21, 500			536, 400	1, 900		
	8	<u>366, 600</u>	8, 000	421, 100	19, 500	486, 500		538, 900		580, 600	
	9	<u>368, 000</u>	6, 400	422,700	17, 500	488, 500		540, 900			
	10	<u>369, 600</u>	4, 700	<u>424, 200</u>	15, 200						
	11	371, 200	3, 100	<u>425, 700</u>	13,000						
	12	<u>372, 700</u>	1, 500	427, 200	10,800						
	13	374, 600		<u>428, 700</u>	8, 600						
	14	376, 500		430,000	6, 300						
	15	378, 400		431, 300	4, 100						
	16	380, 200		432, 500	1,800						
	17	381, 700		433, 700							
	18	383, 500		435, 000							
	19	385, 200		436, 300							
	20	386, 800		437, 500							
	21	388, 500		438, 700							
	22	389, 900		439, 500							
	23	391, 300		440, 300							
	24	392, 700		441, 100							
	25	394, 100		441,700							
	26	395, 300		442, 300							
	27	396, 500		442, 900							
	28	397, 500		443, 500							
	29	398, 600		444, 200							
	30	399, 800		445,000							
	31	400, 900		445, 400							
	32	402,000		446, 100							
	33	402, 700		446, 600							
	34	403, 400		447,000							
	35	404, 100		447, 400							
	36	404, 800		447, 800							
	37	405, 400		448, 200							
	38	406, 000		448, 600							
	39	406, 500		449, 000							
	40	406, 900		449, 300							
	41	407, 300		449, 600							
	42	407, 500		450,000							
	43	407, 800		450, 300							
	44	408, 100		450, 600							
	1.1	100,100	l	100,000				I	l	l	l

職員 の区	職務の級	6	級	7	級	8	級	9	級	1 0	級
分分	号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	408, 400		450, 900							
	45 46	408, 400		450, 900							
	47	409, 000		451, 600							
	48	409, 300		451, 900							
	49	409, 500		452, 200							
	50 51	409, 800 410, 100									
	52	410, 400									
	53	410,600									
	54	410, 900									
	55 56	411, 200 411, 500									
	30	411, 500									
	57	411, 700									
	58	412,000									
	59	412, 300									
	60	412, 500									
	61	412, 700									
	62	413,000									
	63	413, 300									
少左	64	413, 500									
定前任短間空年再用時勤	65	413, 700									
任用	66	414, 000									
湿吁 間勤	67	414, 300									
務職	68	414, 500									
員以 外の	69	414, 700									
職員	70	415, 000									
	71	415, 300									
	72	415, 500									
	73	415, 700									
	74	416, 000									
	75	416, 300									
	76	416, 500									
	77	416 700									
	77 78	416, 700 417, 000									
	79	417, 300									
	80	417, 500									
	81	417, 700									
	82 83										
	83 84										
	0-1										
	85										
	86										
	87										
	88							l			

職員	職務	6	級	7	級	8	級	9	級	1 0	級
の区 分	の級 号給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額		給料月額	改定額	給料月額	改定額
)J	ケポロ	超科月額 円	以正領円	超科月額 円	以 正領 円	超科月額 円	以正領円	超科月額 円	以正領	超科月額 円	以正領円
					П						D
	89										
	90										
	91										
	92										
	93										
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102 103										
	103										
	101										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	121										
	123										
	124										
	125										
		基 準給料月額		基 準		基 準給料月額		基 準給料月額		基 準給料月額	
定年		給料月額 円		給料月額		給料月額 円		給料月額		給料月額	
前再		円		円		円		円		円	
短時											
間勤		320, 600		362, 700		396, 200		448, 000		528, 700	
定前任短間務員年再用時勤職		,						,		,	

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)新旧対照表 〈本則関係〉

第1条~第4条 (略)

(初任給、昇給等の基準)

改

正

(略) 第5条

2 · 3 (略)

- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及 び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規 定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員 の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(1)の適 用を受ける職員でその職務の級が7級であるも ののうち人事委員会規則で定める職員及び同表 以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務 の級がこれに相当するものとして人事委員会規 則で定める職員にあつては、3号給)とするこ とを標準として人事委員会規則で定める基準に 従い決定するものとする。
- 5 次に掲げる

職員に関する前項の規定の適 用については、同項中「4号給(行政職給料表 (1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級 であるもののうち人事委員会規則で定める職 員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員 でその職務の級がこれに相当するものとして人 事委員会規則で定める職員にあつては、3号 給)」とあるのは、「0」とする。

- (1) 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつ ては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定 めるもの)に達した日以後における最初の3 月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる 職員を除く。)
- (2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその 職務の級が8級以上であるもの及び同表以外 の各給料表の適用を受ける職員でその職務の 級がこれに相当するものとして人事委員会規 則で定める職員

 $6 \sim 9$ (略)

第6条~第7条の3 (略)

(削除)

(扶養手当)

 $6 \sim 9$ (略)

第6条~第7条の3 (略)

(扶養手当)

(新設)

第1条~第4条 (略)

(初任給、昇給等の基準)

現

行

第5条 (略)

2 · 3 (略)

- び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規 定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員 の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(1)の適 用を受ける職員でその職務の級が7級以上であ るもののうち人事委員会規則で定める職員及び 同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその 職務の級がこれに相当するものとして人事委員 会規則で定める職員にあつては、3号給)とす ることを標準として人事委員会規則で定める基 準に従い決定するものとする。
- 5 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつて は、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定める もの)に達した日以後における最初の3月31日 を超えて在職する職員に関する前項の規定の適 用については、同項中「4号給(行政職給料表 (1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以 上であるもののうち人事委員会規則で定める職 員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員 でその職務の級がこれに相当するものとして人 事委員会規則で定める職員にあつては、3号 給)」とあるのは、「0」とする。

現 行

て支給する。ただし、次項第2号から第5号ま でのいずれかに該当する扶養親族 (第3項において「扶養親族たる父母等」とい う。) に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適 用を受ける職員でその職務の級が9級以上であ るもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける 職員でその職務の級がこれに相当するものとし て人事委員会規則で定める職員

に対しては、支給し ない。

に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を 受けているものをいう。

(削除)

 $(1)\sim(4)$ (略)

- (5) 心身に著しい障害がある者(前各号に掲げ)(6) 心身に著しい障害がある者(第1号から第 る 者を除く。)
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶 養親族(次項において「扶養親族たる子」とい う。) については1人につき1万3,000円、扶養 親族たる父母等については1人につき6,500円 (行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職 務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料 表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに 相当するものとして人事委員会規則で定める職 員にあつては、3,500円)とする。

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し て支給する。ただし、次項第1号及び第3号か ら第6号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者、父母等」とい う。) に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適 用を受ける職員でその職務の級が9級以上であ るもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける 職員でその職務の級がこれに相当するものとし て人事委員会規則で定める職員(以下「行(1)9 級以上職員等」という。) に対しては、支給し ない。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他 に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を 受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含む。以下同じ。) $(2)\sim(5)$ (略)
 - 5号までに該当する者を除く。)
 - 養親族については7,400円 (行政職給料表(1)の 適用を受ける職員でその職務の級が8級である もの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職 員でその職務の級がこれに相当するものとして 人事委員会規則で定める職員(以下「行(1)8級 職員等」という。)にあつては、3,700円)、 同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親 族たる子」という。)においては、そのうち1 人については1万200円 (職員に配偶者がない 場合にあつては、1万5,200円)とし、扶養親 族たる子が2人以上ある場合についてはそのう ち1人を除く他の子について、次の各号に掲げ る場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項 第3号から第6号までのいずれかに該当する扶 養親族においては、1人につき7,000円(行(1) 8級職員等にあつては、3,500円)とする。
 - (1) 扶養親族たる子が2人ある場合 1万 1,000円
 - (2) 扶養親族たる子が3人以上ある場合 その うち1人については1万1,000円、その他の 子については1人につき1万2,000円

現 行

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の 最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間

にある子がいる場合における扶養手当の 月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に 当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じ て得た額を同項の規定による額に加算した額と する。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数 (新設) の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支 給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め る。

第9条 削除

最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間(以下「特定期間」とい う。) にある子がいる場合における扶養手当の 月額は、前項の規定にかかわらず、7,000円に 特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じ て得た額を同項の規定による額に加算した額と する。

- 第9条 新たに職員となつた者に扶養親族(行(1) 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に 限る。) がある場合、行(1)9級以上職員等から 行(1)9級以上職員等以外の職員となつた職員に 扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職 員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた 場合においては、その職員は、直ちにその旨 (新たに職員となつた者に扶養親族たる子があ る場合又は職員に第1号に該当する事実が生じ た場合(扶養親族たる子たる要件を具備する者 が生じた場合に限る。)において、その職員に 配偶者がないときは、その旨を含む。)を任命 権者に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに 至つた者がある場合(行(1)9級以上職員等に 扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備 するに至つた者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者が ある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第 3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、 22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過 により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場 合及び行(1)9級以上職員等に扶養親族たる配 偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があ る場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない 職員となつた場合(前号に該当する場合を除
 - (4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有す るに至つた場合 (第1号に該当する場合を除

改 正 現 行

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に 扶養親族(行(1)9級以上職員等にあつては、扶 養親族たる子に限る。) がある場合においては その者が職員となつた日、行(1)9級以上職員等 から行(1)9級以上職員等以外の職員となつた職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合に おいてその職員に扶養親族たる子がないときは その職員が行(1)9級以上職員等以外の職員とな つた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲 げる事実が生じた場合においてはその事実が生 じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初 日であるときは、その日の属する月)から開始 し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は 死亡した場合においてはそれぞれその者が離職 し、又は死亡した日、扶養親族たる子がない職 員であつて扶養手当を受けているものが行(1)9 級以上職員等となった場合においてはその職員 が行(1)9級以上職員等となつた日、扶養手当を 受けている職員の扶養親族(行(1)9級以上職員 等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同 項の規定による届出に係るものの全てが扶養親 族たる要件を欠くに至つた場合においてはその 事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の 初日であるときは、その日の属する月の前月) をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開 始については、同項の規定による届出が、これ に係る事実の生じた日から15日を経過した後に されたときは、その届出を受理した日の属する 月の翌月(その日が月の初日であるときは、そ の日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事 実が生じた場合においては、その事実が生じた 日の属する月の翌月(その日が月の初日である ときは、その日の属する月)からその支給額を 改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は 第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養 手当の支給額の改定(扶養親族たる子で第1項 の規定による届出に係るものがある職員で配偶 者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに 至つた場合における当該扶養親族たる子に係る 扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手 当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同 項の規定による届出に係るものがある職員につ いて同項第3号に掲げる事実が生じた場合にお

改正	現行
	ける当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給
	額の改定について準用する。
	(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第
	1号に掲げる事実が生じた場合
	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行
	- (1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる
	るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至
	 つた場合
	(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族
	たる子で第1項の規定による届出に係るもの
	がある行(1)9級以上職員等が行(1)9級以上職
	員等以外の職員となつた場合
	(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規
	定による届出に係るものがある行(1)8級職員
	等が行(1)8級職員等及び行(1)9級以上職員等
	以外の職員となった場合
	(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規
	定による届出に係るもの及び扶養親族たる子
	で同項の規定による届出に係るものがある職
	員で行(1)9級以上職員等以外のものが行(1)9
	級以上職員等となつた場合
	(6) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規</u>
	定による届出に係るものがある職員で行(1)8
	級職員等及び行(1)9級以上職員等以外のもの
	<u>が行(1)8級職員等となつた場合</u>
	(7) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出
	に係るもののうち特定期間にある子でなかつ
	た者が特定期間にある子となつた場合
	(<u>8</u>) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有す</u>
	るに至つた場合(第1項第1号に該当する場
	<u>合を除く。)</u>
	4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支
	給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め
(11/14-71/1)	<u>3.</u>
(地域手当)	(地域手当)
第9条の2 (略)	第9条の2 (略)
	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶
養手当の月額の合計額に <u>100分の12.45</u> を乗して 得た額とする。	養手当の月額の合計額に <u>100分の12.35</u> を乗じて 得た額とする。
(略) (略)	特に領とする。 3 (略)
第9条の3 (略)	(略) 第9条の3 (略)
(住居手当)	(住居手当)
第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに	,, ,, ,,
カッ木ツキ 圧泊ナヨは、次ツ台方のいり40かに	カッボツ4 圧泊ナコは、5人の分方のパッタものもに

改

該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者を含む。同条において同じ。)が 居住するための住宅(県が設置する公舎その 他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を 借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支 払つているもの又はこれらのものとの権衡上 必要があると認められるものとして人事委員 会規則で定めるもの

2 · 3 (略)

(通勤手当)

第9条の5 (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間に つき、人事委員会規則で定めるところにより 算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要 する運賃等の額に相当する額(次項及び第5 項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利 用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩 により通勤するものとした場合の通勤距離、 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離 等の事情を考慮して人事委員会規則で定める 区分に応じ、前2号に定める額の合計額

現 行

(1) (略)

該当する職員に支給する。

(2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が

居住するための住宅(県が設置する公舎その 他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を 借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を 支払つているもの又はこれらのものとの権衡 上必要があると認められるものとして人事委 員会規則で定めるもの

2 · 3 (略)

(通勤手当)

第9条の5 (略)

- 分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間に つき、人事委員会規則で定めるところにより 算出したその者 の支給単位期間の通勤に要 する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等 」という。)。た 相当額 だし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で 除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等 相当額」という。) が 4 万5,000円を超える ときは、支給単位期間につき、その額と4万 5,000円との差額から300円を差し引いた額 (その額と4万5,000円との差額の2分の1 が300円に満たないときは、その額と4万 5,000円との差額の2分の1)を4万5,000円 に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて 得た額
- (2) (略)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利 用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩 により通勤するものとした場合の通勤距離、 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離 等の事情を考慮して人事委員会規則で定める 区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当た りの運賃等相当額及び前号に定める額の合計 額(以下この号において「合計額」とい う。)が4万5,000円を超えるときは、前号 に定める額は、同号の規定にかかわらず、同 号に定める額から300円(合計額と4万5,000

改 正 、第1号に

定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転 に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤す ることとなったことにより、通勤の実情に変更 を生ずることとなった職員で人事委員会規則で 定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に 掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前 の住居(当該住居に相当するものとして人事委 員会規則で定める住居を含む。) からの通勤の ため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動 車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び 第5項において「新幹線鉄道等」という。)

を利用し、その利用に係る 特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運 賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当す る額を減じた額をいう。同号及び次項において 同じ。)を負担することを常例とするものの通 勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号 に定める額の合計額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係 る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員 会規則で定めるところにより算出した当該職 員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等 の額に相当する額(第5項において「特別料 金等相当額」という。)

(略) (2)

4 前項の規定は、新たに

現 行

円との差額の2分の1が300円に満たないと きは、合計額と4万5,000円との差額の2分 の1)を差し引いた額とする。)、第1号に 定める額又は前号に定める額

に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤す ることとなったことにより、通勤の実情に変更 を生ずることとなった職員で人事委員会規則で 定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に 掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前 の住居(当該住居に相当するものとして人事委 員会規則で定める住居を含む。) からの通勤の ため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動 車国道その他の交通機関等(以下

「新幹線鉄道等」という。)で その利用が人事委員会規則で定める基準に照ら して通勤事情の改善に相当程度資するものであ ると認められるものを利用し、その利用に係る 特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運 賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当す る額を減じた額をいう。以下

同じ。)を負担することを常例とするものの 通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各 号に定める額 とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期 間につき、人事委員会規則で定めるところに より算出したその者の支給単位期間の通勤に 要する特別料金等の額の2分の1に相当する 額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で 除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料 金等2分の1相当額」という。)が2万円を 超えるときは、支給単位期間につき、2万円 に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その 者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものと して当該特別料金等の額を算出する場合にお いて、1箇月当たりの特別料金等2分の1相 当額が2万円を超えるときは、その者の新幹 線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間 のうち最も長い支給単位期間につき、2万円 に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) (略)
- 4 前項の規定は、任命権者の要請に係る人事交 流により、国又は他の地方公共団体に勤務する

現 行

__給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、 当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

<u>6</u>∼<u>9</u> (略) (単身赴任手当)

第9条の6 (略)

2 (略)

3 新たに

給料表の適用

を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1

項の規定による単身赴任手当を支給される職員

者その他人事委員会規則で定める者から引き続き 給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(新設)

 $5\sim8$ (略)

(単身赴任手当)

第9条の6 (略)

2 (略)

3 任命権者の要請に係る人事交流により、国又 は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委 員会規則で定める者から引き続き給料表の適用 を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転 し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定め るやむを得ない事情により、同居していた配偶 者と別居することとなつた職員で、当該適用の 直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署 に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委 員会規則で定める基準に照らして困難であると 認められるもののうち、単身で生活することを 常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事 委員会規則で定める職員に限る。) その他第1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員

改 正 現 行 との権衡上必要があると認められるものとして との権衡上必要があると認められるものとして 人事委員会規則で定める職員には、前2項の規 人事委員会規則で定める職員には、前2項の規 定に準じて、単身卦任手当を支給する。 定に準じて、単身卦任手当を支給する。 4 (略) 4 (略) 第9条の7~第13条 (略) 第9条の7~第13条 (略) (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手)(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手 当の特例) 当の特例) 第13条の2 前3条の場合において、職員が 第13条の2 前3条の場合において、職員が第7 ___初任給調整手当、_____ 条の3の規定による初任給調整手当、第9条の 在宅勤務等手当、 7の規定による在宅勤務等手当、第10条の規定 特殊勤務手当のうち月額の特殊勤務手 による特殊勤務手当のうち月額の特殊勤務手 <u></u>特地勤務手当<u>、寒</u> 当、第10条の2の規定による特地勤務手当 当、 農林 冷地手当若しくは 若しくは第17条の2の規定による農林 漁業普及指導手当の支給を受ける職員であると 漁業普及指導手当の支給を受ける職員であると 特殊勤 き又は職員の勤務が き又は職員の勤務が第10条の規定による特殊勤 務手当(月額のものを除く。)の支給対象とな 務手当(月額のものを除く。)の支給対象とな る勤務若しくはこれと同様な勤務で人事委員会 る勤務若しくはこれと同様な勤務で人事委員会 規則で定める勤務であるときは、勤務1時間に 規則で定める勤務であるときは、勤務1時間に つき前3条の規定による時間外勤務手当、休日 つき前3条の規定による時間外勤務手当、休日 勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規 勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規 則で定めるところにより計算した額を加えた額 則で定めるところにより計算した額を加えた額 をもつて当該手当の額とする。 をもつて当該手当の額とする。 第14条 (略) 第14条 (略) (管理職員特別勤務手当) (管理職員特別勤務手当) 第14条の 2 管理職手当の第14条の2 第7条の2に規定する管理職手当の 支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他 支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他 の公務の運営の必要により週休日又は休日(次) の公務の運営の必要により週休日又は休日(次 項において「週休日等」という。) に勤務をし 項において「週休日等」という。)に勤務した た場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手 当を支給する。 当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、 2 前項に規定する場合のほか、第7条の2に規 管理職手当の支給を受ける職員が災害へ 定する管理職手当の支給を受ける職員が災害へ の対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 の対処その他の臨時又は緊急の必要により週休 10時から翌日の 午前5時までの間 日等以外の日の午前0時から午前5時までの間 (週休日等に含まれる時間を除く。) であつて であつて 正規の勤務時間以外の時間に勤務した 場合 正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支 は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支 給する。 給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た

額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回に つき、1万2,000円を超えない範囲内において 人事委員会規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

第14条の3 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の 125 を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用 を受ける職員でその職務の級が7級以上である もの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける 職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等が これに相当するもの(人事委員会規則で定める 職員に限る。第16条において「特定幹部職員」 という。) にあつては、100分の105を乗じて得 た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけ る前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

規定の適用については、同項中「100分の 125 | とあるのは「100分の70 | と、「100 分の105 」とあるのは「100分の60 」とす る。

 $4 \sim 6$ (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

(勤勉手当)

第16条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権 者が人事委員会規則で定める基準に従つて定め る割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その 任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区 任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額 を超えてはならない。

現 行

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回に つき、1万2,000円を超えない範囲内におい て人事委員会規則で定める額(当該勤務に従 事する時間等を考慮して人事委員会規則で定 める勤務をした職員にあつては、それぞれそ の額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

(略)

第14条の3 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

127.5を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用 を受ける職員でその職務の級が7級以上である もの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける 職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等が これに相当するもの(人事委員会規則で定める 職員に限る。第16条において「特定幹部職員」 という。) にあつては100分の107.5を乗じて得 た額)に、基準日以前6筒月以内の期間におけ る前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「100分の 127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100 分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とす る。

 $4 \sim 6$ (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

(勤勉手当)

第16条 (略)

者が人事委員会規則で定める基準に従つて定め る割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務 職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額 に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職 し、又は死亡した職員等にあつては、人事委 員会規則で定める日現在。次項において同 じ。)において受けるべき扶養手当の月額及 びこれに対する地域手当の月額の合計額を加 算した額に100分の105 (特定幹部職員にあ つては、100分の125) を乗じて得た額の総 額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務 職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤 勉手当基礎額に100分の50 (特定幹部職員 にあつては、100分の60) を乗じて得た額 の総額

 $3 \sim 5$ (略)

第16条の2 (略)

(寒冷地手当)

第17条 (略)

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世 帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、 扶養親族のある職員(人事委員会規則で定める 職員を含まないものとする。) にあつては2万 9,400円、その他の世帯主である職員にあつて は1万6,200円を、その他の職員にあつては 1万1,500円を超えない範囲内で地域ごとに人事 9,800円 を超えない範囲内で地域ごとに人事 委員会規則で定める額とする。

3 • 4 (略)

第17条の2 (略)

外)

第17条の3 第7条の3及び第8条

前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第18条・第18条の2 (略)

(会計年度任用職員の給料及び手当)

第18条の3 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 第2号会計年度任用職員については、従事す 5 第2号会計年度任用職員については、従事す る職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職 る職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職 員に支給される手当の額を超えない範囲内におしくに支給される手当の額を超えない範囲内にお いて、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、 在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手 当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務

行

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務 職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額 に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職 し、又は死亡した職員等にあつては、人事委 員会規則で定める日現在。次項において同 じ。) において受けるべき扶養手当の月額及 びこれに対する地域手当の月額の合計額を加 算した額に100分の107.5 (特定幹部職員にあ つては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務 職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤 勉手当基礎額に100分の51.25 (特定幹部職員 にあつては、100分の61.25) を乗じて得た額 の総額

 $3 \sim 5$ (略)

第16条の2 (略)

(寒冷地手当)

第17条 (略)

帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、 扶養親族のある職員(人事委員会規則で定める 職員を含まないものとする。) にあつては2万 6,000円、その他の世帯主である職員にあつて は1万4,500円を、その他の職員にあつては 委員会規則で定める額とする。

3 • 4 (略)

第17条の2 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除 外)

> 第17条の3 第7条の3<u>、第8条、第9条、第9</u> の規定は、定年 条の4、第10条の2及び第17条の規定は、定年 前再任用短時間勤務職員には適用しない。

> > 第18条・第18条の2 (略)

(会計年度任用職員の給料及び手当)

第18条の3 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

いて、初任給調整手当、地域手当、通勤手当 、特殊勤務手当、特地勤務手 当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務

改正	現行
手当、宿日直手当、期末手当又は勤勉手当を支	手当、宿日直手当、期末手当又は勤勉手当を支
給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任	給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任
期が6月以上の者その他任命権者が定める者に	期が6月以上の者その他任命権者が定める者に
限り、支給する。	限り、支給する。
6 ・ 7 (略)	6 · 7 (略)
第19条~第22条 (略)	第19条~第22条 (略)

職員の育児休業等に関する条例(平成4年神奈川県条例第7号)新旧対照表

収負の目光が未寺に関する朱栁(千成4千仲宗川)	· 宋 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
〈附則第9項関係〉							
改正	現行						
第1条~第25条 (略)	第1条~第25条 (略)						
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について	(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について						
の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関す	の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関す						
る条例の特例)	る条例の特例)						
第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及	第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及						
び通勤に要する費用の弁償に関する条例の規定	び通勤に要する費用の弁償に関する条例の規定						
の適用については、次の表の左欄に掲げる同条	の適用については、次の表の左欄に掲げる同条						
例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ	例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ						
れ同表の右欄に掲げる字句とする。	れ同表の右欄に掲げる字句とする。						
(略) (略)	(略) (略)						
第17条の3 第7条の3及 第8条、第9条の4	第17条の3 第7条の3 第8条、第9条、第						
び第8条 、第9条の6	第8条、第9 9条の4、第9条の						
	<u>条、第9条の</u> <u>6</u> 及び第17条						
	4、第10条の						
	2及び第17条						
第27条~第34条 (略)	第27条~第34条 (略)						

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)新旧対照表 〈第1条関係〉

第1条~第7条 (略)

(休暇の種類)

第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。

正

改

 $(1)\sim(9)$ (略)

(10) 子の看護等休暇

(11)~(17) (略)

2 (略)

(年次休暇)

第9条 (略)

- 2 前項に規定する1年とは、<u>4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「年度」という。</u>) とする。
- 3 <u>5月以降において、新たに職員となつた者</u> のその<u>年度の</u>年次休暇は、別表第1 のとおりとする。
- 4 5 (略)
- 6 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。

第10条~第15条 (略)

(ボランティア休暇)

第15条の2 (略)

2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。

第15条の3 (略)

(子の看護等休暇)

- 第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子 (満15歳に達した日の属する学年の末日以前 の子(同日以後引き続いて中学校、義務教育 学校の後期課程、中等教育学校の前期課程子を 学校の後期課程、中等教育学校の前期課子を 含む。)をいい、配偶の子を含む。)をいい、配偶の子を含む。)をがい、配偶の子を含むの人事する職員が、その子を含むの人事を 量会規則で定める事由のためは、その 順い出に基づき、1年につき5日(当該子定 とが相当であると認められる場合には当該子に 上の場合にあつては10日)の範囲内で、 看護等休暇を与えることができる。
- 2 前項に規定する1年とは、年度とする。
- 3 子の看護等休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員

第1条~第7条 (略)

(休暇の種類)

第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。

行

(1)~(9) (略)

(10) 子の看護休暇

(11)~(17) (略)

2 (略)

(年次休暇)

第9条 (略)

2 前項に規定する1年とは、暦年

とする。

- 3 <u>2月以降において、新たに職員となつた者のその年の</u>年次休暇は、別表第1のとおりとする。
- 4·5 (略)
- 6 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。

第10条~第15条 (略)

(ボランティア休暇)

第15条の2 (略)

2 前項に規定する1年とは、暦年とする。

第15条の3 (略)

(子の看護休暇)

第15条の4 任命権者は、義務教育終了前の子 (満15歳に達した日の属する学年の末日以前 の子(同日以後引き続いて中学校、義務教育 学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又 は特別支援学校の中学部に在籍している子を 含む。)をいい、配偶者の子を含む。)を 育する職員が、その子の看護の

ために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日)の範囲内で、子の看護休暇を与えることができる。

- 2 前項に規定する1年とは、暦年とする。
- 3 子の看護休暇 は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員

がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。

第15条の5 (略)

(短期介護休暇)

- 第15条の6 任命権者は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者 (第18条の2第1項において「配偶者等」という。) で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。
- 2 前項に規定する1年とは、年度とする。
- 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。 ただし、任命権者は、業務に支障がないと認 めるときは、時間を単位として与えることが できるものとし、第1項に規定する職員がそ の残日数の全て を使用しようとする場合に おいて、当該残日数に1時間未満の端数があ るときは、当該残日数の全て を与えること ができるものとする。

(不妊治療休暇)

第15条の7 (略)

- 2 前項に規定する1年とは、年度とする。
- 3 (略)

第16条~第16条の3 (略)

(子育て部分休暇)

第16条の4	任命権者は、	職員	

が、小学校就学の始期から
満9歳に達した日の属する学年の末日以前のヨ
を養育するため、1日の勤務時間の一部につき
勤務しないことが相当であると認められる場合
に、子育て部分休暇を与えることができる。

2 · 3 (略)

第17条 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限) 現 行

がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。

第15条の5 (略)

(短期介護休暇)

第15条の6 任命権者は、職員が配偶者、父母、 子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定め ろ者

_____で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。

- 2 前項に規定する1年とは、暦年とする。
- 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。 ただし、任命権者は、業務に支障がないと認 めるときは、時間を単位として与えることが できるものとし、第1項に規定する職員がそ の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合に おいて、当該残日数に1時間未満の端数があ るときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えること ができるものとする。

(不妊治療休暇)

第15条の7 (略)

- 2 前項に規定する1年とは、暦年とする。
- 3 (略)

第16条~第16条の3 (略)

(子育て部分休暇)

第16条の4 任命権者は、職員<u>(地方公務員の育</u> 児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第10条第3項の規定により同条第1項に規定す る育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法 第17条の規定による短時間勤務をすることとな つた職員(第18条の2において「育児短時間勤 務職員等」という。)その他その任用の状況が これらに類する職員として人事委員会規則で定 める職員を除く。)が、小学校就学の始期から 満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子 を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、 勤務しないことが相当であると認められる場合 に、子育て部分休暇を与えることができる。

2 · 3 (略)

第17条 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限)

現行

第17条の2 (略)

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する正規の勤務時間を超える勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあり、及び前2項

一一中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第17条の3・第18条 (略)

<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員</u> に対する意向確認等)

- 第18条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等(次条において「申告等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳 に達した日の属する年度において、前項に規定 する事項を知らせなければならない。
- 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な

第17条の2 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない

____子のある職員が当該子を養育するために 請求した場合には、当該請求をした職員の業 務を処理するための措置を講ずることが著し く困難である場合を除き、前条第1項に規定 する正規の勤務時間を超える勤務(災害その 他避けることのできない事由に基づく臨時の 勤務を除く。次項において同じ。)をさせて はならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員 について準用する。この場合において、第1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子の ある職員(職員の配偶者で当該子の親である ものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時 までの間をいう。以下この項において同じ。) において常態として当該子を養育することが できるものとして、人事委員会規則で定める 者に該当する場合における当該職員を除く。) が当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に 満たない子のある職員が当該子を養育」とあ り、及び前項中「小学校就学の始期に達する までの子のある職員が当該子を養育」とある のは「要介護者のある職員が当該要介護者を 介護」と、第1項中「深夜における」とある のは「深夜(午後10時から翌日の午前5時ま での間をいう。)における」と、第2項中「当 該請求をした職員の業務を処理するための措 置を講ずることが著しく困難である」とある のは「公務の運営に支障がある」と読み替え るものとする。

第17条の3・第18条 (略) (新設)

- 24 -

改 TF. 行

取扱いを受けることがないようにしなければな らない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の 利用に係る申告等が円滑に行われるようにする ため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研

- 修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境 の整備に関する措置

(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)

第18条の4 地方公務員の育児休業等に関する法 律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定 により同条第1項に規定する育児短時間勤務の 承認を受けた職員及び同法第17条の規定による 短時間勤務をすることとなつた職員の勤務時間 等については、別に人事委員会規則の定めると ころによる。

第19条・第20条 (略) 別表第1(第9条関係)

新規採用者年次休暇表

採用月	休暇日数
<u>5月</u>	18日
<u>6月</u>	17日
<u>7月</u>	15日
8月	13日
9月	12日
<u>10月</u>	10日
<u>11月</u>	8日
<u>12月</u>	7 日
<u>1月</u>	5 日
<u>2月</u>	3 日
3月	2 日

別表第2 (略) (新設)

(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)

第18条の2 育児短時間勤務職員等

	 の勤務時間

等については、別に人事委員会規則の定めると ころによる。

第19条・第20条 (略)

別表第1 (第9条関係)

新規採用者年次休暇表

7/7/961/10/11		
採用月	休暇日数	
<u>2月</u>	18日	
<u>3月</u>	17日	
<u>4月</u>	15日	
<u>5月</u>	13日	
<u>6月</u>	12日	
<u>7月</u>	10日	
<u>8月</u>	8 目	
9月	7 日	
<u>10月</u>	5 日	
<u>11月</u>	3 目	
12月	2 日	

別表第2 (略) 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)新旧対照表 〈第1条関係〉

> 改 正 行

第1条~第5条 (略)

(給与条例の適用除外等)

- 第6条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償 |第6条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償 に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号。 以下「給与条例」という。) 第3条から第5条 まで、第7条の2から第8条まで、第9条の4 及び第16条の規定は、第1号任期付研究員及び 第2号任期付研究員には、適用しない。
- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員 に対する給与条例第14条の2第1項及び第2 項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第 1項並びに第21条の規定の適用については、給 与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給 を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給 を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関す る条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下 「任期付研究員条例」という。) 第3条第1号 の規定により任期を定めて採用された職員」 と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管 理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管 理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員 条例第3条第1号の規定により任期を定めて採 用された職員」と、給与条例第15条第2項中 「100分の125 」とあるのは「100分の172.5」 と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当 の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当 の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3 条第1号の規定により任期を定めて採用された 職員」と、給与条例第21条第1項中「この条 例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条 例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」 とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並 びにこれらに」とする。

第7条 (略)

第1条~第5条 (略)

(給与条例の適用除外等)

- に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号。 以下「給与条例」という。)第3条から第5条 まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4 及び第16条の規定は、第1号任期付研究員及び 第2号任期付研究員には、適用しない。
- に対する給与条例第14条の2第1項及び第2 項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第 1項並びに第21条の規定の適用については、給 与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給 を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給 を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関す る条例(平成14年神奈川県条例第5号。以下 「任期付研究員条例」という。)第3条第1号 の規定により任期を定めて採用された職員」 と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管 理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管 理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員 条例第3条第1号の規定により任期を定めて採 用された職員」と、給与条例第15条第2項中 「100分の127.5」とあるのは「100分の175」 と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当 の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当 の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3 条第1号の規定により任期を定めて採用された 職員」と、給与条例第21条第1項中「この条 例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条 例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」 とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並 びにこれらに」とする。

第7条 (略) 任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号)新旧対照表 〈第2条関係〉

改正現の行

第1条~第6条 (略)

(給与に関する特例)

第7条 (略)

2 · 3 (略)

(削除)

(給与条例の適用除外等)

- 第8条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁 償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52 号。以下「給与条例」という。)第3条から 第5条まで、第7条の2から<u>第8条まで及び</u> 第9条の4 の規定並びに学校職員の 給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例 第56号。以下「学校職員給与条例」とい う。)第3条から第5条まで、第7条の2、 第8条、第9条の4 及び第20 条の3から第21条までの規定は、特定任期付 職員には、適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の 2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第 2項、第16条第2項、第17条の2第1項並び に第21条の規定並びに学校職員給与条例第18 条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19 条第2項、第20条第2項並びに第27条の規定 の適用については、給与条例第14条の2第1 項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中 「管理職手当の支給を受ける職員」とあるの は「管理職手当の支給を受ける職員及び任期 付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈 川県条例第4号。以下「任期付職員条例」と いう。)第2条第1項の規定により任期を定 めて採用された職員」と、給与条例第14条の 2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与 条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管 理職手当の支給を受ける職員」とあるのは 「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付 職員条例第2条第1項の規定により任期を定

第1条~第6条 (略)

(給与に関する特例)

第7条 (略)

2 · 3 (略)

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に 顕著な業績を挙げたと認められる職員には、 人事委員会規則の定めるところにより、その 給料月額に相当する額を特定任期付職員業績 手当として支給することができる。

(給与条例の適用除外等)

- 第8条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁 償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52 号。以下「給与条例」という。)第3条から 第5条まで、第7条の2から<u>第9条まで、第</u> <u>9条の4及び第16条</u>の規定並びに学校職員の 給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例 第56号。以下「学校職員給与条例」とい う。)第3条から第5条まで、第7条の2<u>か</u> ら第9条まで、第9条の4、第20条及び第20 条の3から第21条までの規定は、特定任期付 職員には、適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の 2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第 2項____、第17条の2第1項並び に第21条の規定並びに学校職員給与条例第18 条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19 条第2項 並びに第27条の規定 の適用については、給与条例第14条の2第1 項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中 「管理職手当の支給を受ける職員」とあるの は「管理職手当の支給を受ける職員及び任期 付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈 川県条例第4号。以下「任期付職員条例」と いう。)第2条第1項の規定により任期を定 めて採用された職員」と、給与条例第14条の 2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与 条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管 理職手当の支給を受ける職員」とあるのは 「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付 職員条例第2条第1項の規定により任期を定

めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第

27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこ

4 (略)

第9条 (略)

れらに」とする。

現 行

めて採用された職員」と、給与条例第15条第 2項及び学校職員給与条例第19条第2項中 「100分の127.5」とあるのは「100分の175

」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。

3 給与条例第5条第3項から第8項まで、第7条の3、第8条、<u>第9条、</u>第9条の4、第9条の6、第10条の2及び第17条の規定並びに学校職員給与条例第5条第3項から第8項まで、第8条、<u>第9条、</u>第9条の4、第9条の6及び第15条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

4 (略)

第9条 (略)

6 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例(平成21年神奈川県条例第28号)新旧対照表

改 正	現行
第1条 (略)	第1条 (略)
(委員会の設置)	(委員会の設置)
第2条 次の表の左欄に掲げる地方独立行政法	第2条 次の表の左欄に掲げる地方独立行政法
人ごとに同表の右欄に掲げる一の神奈川県地	人ごとに同表の右欄に掲げる一の神奈川県地
方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」と	方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」と
いう。)を置く。	いう。)を置く。
地方独立行政法人 委員会	地方独立行政法人 委員会
(略) (略)	(略) (略)
地方独立行政法人神 神奈川県地方独立行	(新設)
奈川県立福祉機構 政法人神奈川県立福	
祉機構評価委員会	

第3条~第8条

(略)

第3条~第8条

(略)